

東北地方太平洋沖地震災害に関する決議

去る3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、国内観測史上最大、世界最大級となるマグニチュード9.0を記録し、北海道から九州・沖縄にかけての広い範囲に津波を引き起こしました。

特に、東北から関東にかけての太平洋沿岸地域に押し寄せた従来の想定を遥かに超えた巨大な津波は、極めて多数の死傷者をもたらしたばかりでなく、街や集落そのものが流失するという壊滅的な被害を各地に与えたところであり、犠牲となられた方々に対し深く哀悼の意を表するとともに、被災された方々へ衷心よりお見舞い申し上げます。

現地においては、日夜、人命救助及び被災者救済に全力で取り組まれています。被災地が広範囲であることに加え、地震による地盤沈下や交通の寸断、余震の続発など極めて困難な状況にあり、避難者への支援も未だ充足されていない状況にあります。

さらに、この地震に端を発した東京電力福島第一・第二原子力発電所事故により、わが国初となる原子力災害対策特別措置法に基づく「原子力緊急事態宣言」が発令され、住民への避難指示が出されるなど、住民生活への直接的な影響とともに、国民全体に深刻な不安を与えています。

これらの未曾有の大災害に際し、被災者の救済及び被災地の復旧は、被災地住民のみならず、国民全ての強い願いであり、国を挙げてこの国難を乗り越えなければなりません。

よって、雲南市においても、被災者が一日も早く生活の安全と安定を取り戻せるよう、国、県及び関係機関と連携し、最大限の支援を行わなければなりません。

さらに、政府におかれては、引き続き被災者の救済を全力で進めるとともに、被災地の復旧と安全安心な国民生活の維持・確保について万全の措置を講じられるよう強く要請します。

以上、決議します。

平成23年3月24日

島根県雲南市議会